

時事新報

第千五百十九號
 明治二十年二月廿三日 水曜日
 丁亥二月朔日
 日 出 午前六時四十分
 日 入 午後六時四十分
 月 出 午前六時四十分
 月 入 午後六時四十分
 日 出 午前六時三十分
 日 入 午後六時三十分
 (西曆一千八百八十七年)

時評

所得稅論の參考(前號の續)

所得稅は税の公平なるものありとして理論上之と認可するも之を實地に施行せんとするに當りては唯其條理の公平ありと云ふを以て漫に之を課す可らず凡そ租稅の事に就ては古經濟學者の論するが如く之を徵收する費用の少くして國庫に入る額の多きを撰はざる可ざるが故に所得稅の場合に於ても先づ我國狀を詳にし之を賦課する所得の額を調査すると果して困難ならざるかを調査し得て之を徵收するに多くの費用と煩はしき手數とを要せざるか仔細に此邊の事情を熟考して確りある成算あるか非ざるを以て之を實施せざる可しと云ふべし現に英國にてはヒット氏宰相たるの時に當りて始めて所得稅の法を創設し爾後久しく磨練せらるるが千八百四十二年ロバート・ピール氏宰相たるに及んで再び之を採用し時々税額の輕重變更ありしにも拘はらず今日まで引續いて之を維持せ來り収稅者も納稅者も其慣行に従て滑かに徵收又納附するが如くあれども然れども其課稅の際には調査の不行届かざる少からず時に或は手落ち調査税の廉もあるが故に所謂廉價に耽る君子の流は其所得稅の賦課に調査税の廉あると知りて之を默止せざるも忍びずとして後日或は匿名を以て其調査税の部分を其良心と稱してツツと収稅者の手許まで届けるもの多しと云ふ英國は商業の國にして一般人民の家計帳合頗る整頓せりと云ふ英國に於ても既に前陳の次第なり、況して我國の如きは家々の帳合皆舊來日本流の雜取する帳面を用ひ當局者外、傍人は見解せざるもの多しとの多からず田舎地方に至りて見れば一方の大靈株、年々の所得少からざるものが唯多年の手必を以て家政を料理去金銀貸借等事に就ては固より其證書を所持すれども其他一切の出納は唯之を胸算中に加減するのみして別に形ある帳面さへ備へざるものあるの有様あれを今新に此稅法を設けて之を施行せんとするに就き一々納稅人の所得を調査して其價格と定むるの手續は英國に於て始めて此稅を創設したるの比に非ざるべし且つ土地家屋等より收入する金額は年々格別の差異なしと雖も醫團代理人等の所得の如きは年々其收額と異にするものあるが故に我國の如く國籍にては之を調査するに其費用と手數とを要せると中々容易の事と非ざるべし凡そ稅を課するに何處にも行き渡りて公平精密何人も之を免れざることを期せざる可らざるが故に新稅と課せんとせば其賦稅を課防するに非常れ手數と費用とを要せざるや如何と之を講究せると肝要ある可し蓋し未整備の社會にては多くの收稅費を要するものありとは古經濟學者の發言せし所にして我國の如きは之を歐洲諸國に比して収稅上幾層の費用を要するは疑ふ可ざるの事實なきは新稅を起さんとせざる可らざるが故に先づ其賦稅費の多少をも豫測せざる可らず例へば我が政府にて明治十三年に發布したる酒造稅制中に自家用料の酒類を製造するものは一家内に於て製造高一石を越ゆるを得ず又一家の外に於て之を製造して之を賣却し得ず之を犯したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處し仍ほ犯罪に係る物品及び器械を沒收す之を賣却したる者は其代價を追徴すべし云々の箇條あるが如く凡そ六名ほどの検査主任官を置く由あり斯くて此主任官の月給凡そ十圓位を取るものあればとも間斷なく縣内を巡廻し居るが故に準判任官の旅費日當一日一圓として月に卅圓、之れに月給を加ふれば一人に付き月に四十圓あり、四十圓の検査官六人とすれば家釀検査の爲め一縣に付き一月月凡そ二百四十圓を要する割合あり而して其犯罪者と發檢して之れを罰金其他の處分を施すとは誠に稀有の事なりと云ふ斯くて右検査官の爲めに一縣内に於て月に二百四十圓、即ち年に二千八百八十圓の費用を要するに甚だ惜む可きに似たりとも酒造稅を課する以上は此等の費用を免るゝ能はざる可らざるが故に我國にては賦稅費の多きと概言す可らざるも彼れ所得稅の如きは歐米諸國に於ても最も不入望にして然かも最も六ヶし賦稅なるのみならず他の税目も此れれば賦稅の費用も亦頗る多き由ありば近來世上の風説の如く我が政府も果して此稅を起すの意もあふんには先づ我國狀を熟察して其賦稅と收稅費との關係等を詳かにして然る後に徐々之を施行するところ肝要なれども但し賦稅の事其始末頗る困難あるも一旦其慣例を爲して上下之に安んずる時は漸く其困難を感せざるに至るべしと雖も我國にて新稅所得稅を起して其徵收上に困難を感せざるに至るまでは中々容易の事に非ざるべし扱て今我國の實際に於て新稅を起さんとすに於て所得稅を以て最先なりと爲すか或は更に簡便善良なる租稅あるべきか此邊の事に就ては我輩聊か所見なきに於らずと雖も姑く之を他日に譲り今唯我が政府にて新稅所得稅を起せんとする風説を聞くに於て其向きの論者も参考の爲めに爰も聊か一言を呈し其注意を乞はんと欲するの事 (元)

雜報

○京都御駐紮第十五報(二月十八日發陪都通信員特報)
 石山行啓 皇后宮には兼て被仰出たる如く本日午前七時三十分建禮門より出御御陪乘は室町典侍供奉は杉内藏頭其他近衛將校等にて兩儀定式の如く堺町御門より三條鳥丸通りを七條停車場に御着暫時御休憩の上八時十五分同場發別仕立汽車にて御發車九時十五分大津停車場御着同場には中井滋賀縣知事同書記官大津在勤各官衛諸官吏縣會議員人民有志者奉迎し師範學校生徒は小銃背囊と負ひ軍裝にて同校附屬小學生徒は木製の小銃竹製の銃剣を付け木綿製の背囊を負ひ師範學校女子部生徒は不殘束髪と紫黒の袴と着け奉迎きたり皇太后宮に中井知事の御先導にて太湖汽船會社の樓上の御休所に入御凡十五分開御休憩中同會社の汽船第一太湖丸の甲板より煙火數十發打揚が同九時三十分同裏棧橋より同社汽船辰丸と御乘船離岸同船波丸と共に同所を御發船し此際同地有志者より投網五六艘を出し御船を漁り御覽に入れ御覽取りをも御覽に入きたり同十時四十五分滋賀郡橋本村勢田橋東詰に御着船同所にて二十間計の櫓橋を設け周圍を幕と張り此處より御上陸皇后宮には御板輿供奉の女官は人力車其他の歩行に同十一時十五分石山寺境内に於る法輪院に御

着御先導の中井滋賀縣知事同寺住職菅原圓照師にて入御の後御餐を召し夫より十二時迄御休憩十二時同寺御山門御板輿にて石階下に至らせらる御歩行にて同寺十二番の札所ある石山觀音の開帳を御拜あり終て同寺内陣の源氏間に入御紫式部自筆の般若經開觀速如上人六歳の時著したる鹿子の振袖弘法大師の寶物等を御覽あり夫れより御登山月見堂と臨御同堂より望遠鏡にて近江富士其他八景を御覽ありたり此日は晴天にて一點の雲なく無上の好天氣なれば御遠望の屈強の日和なりと右終て御下山再び法輪院に入御暫時御休憩の上午後一時御出發御道筋を元の如く勢田橋を渡御一時二十分御乘船して幸崎松御覽の上午後三時十分大津へ復御太湖汽船會社にて休憩中滋賀縣知事夫人並に同縣官吏も拜謁仰付られ午後四時大津發汽車にて還啓せられたり此日皇后宮より石山寺へ金三十五圓下賜せられたる由に承はる

○蹴鞠天覽 昨十七日午後二時宮中御學問所前御庭に於て蹴鞠を天覽あらせられたり奉仕の人々は正二位六條有容同萩原貞定二位三宮戸權定同梅澤通善正三位飛鳥井雅望三位倉橋泰正四位梅澤通治四位中國實愛同西大路隆正五位山本實庸五位久世通章四位有照同藤枝雅之同玉松真幸の十四名にて久運二品宮も御陪觀仰付けられたり

○新古美術會 本日限りの筈ありし處尙五日間の日延をなし來る二十三日迄開場することとされり同會にては來る三月五日名譽賞牌授與式を行ひ新物出品人へ夫々等級に依り賞牌を與へ在京の皇族各官衛長次官各課長諸會社員新聞社員等を招待し更に書畫揮毫席を設け古樂を奏し來賓を饗應する由

○艦隊圖 海軍省雇顧問ハルマン氏が此程海軍大臣の許へ差出したる艦隊圖の同氏が精神と込めて作りたるものにて圖中には砲門の位置機關の粗立より端艇の釣り方乃至至る迄洩す迄かく記入しありといふ

○雇教師官舎 警官練習所雇教師獨逸人ヘーソンの官舎は今度同所の南方なる農商務省用地内新築する筈にて既に工事に着手來る三月中には竣功の見込あるが右は木造にて經費の總額は凡そ三千五百圓の豫定ありといふ

○警察官の語學 皇宮警察署は警部警手は凡二百餘名もある由あるが其中壯年の者百卅餘名と撰抜し内四十名は佛語九十名は英語を練習せまむる由にて是迄は甲乙の二部にて隔日の當直ありし語學の始まりと云ふ

○一日は語學一日は當直と殆んど終日なるといふ

○東京電燈會社 には追々點燈受負事業を擴張する筈にて今度南茅場町第二電燈局に十馬力の汽鍋を据附くるものと爲り一昨日其筋へ右認可し機を出願したり

○携帶通信機 辰ノ口軍用電信隊にては今度軍用に供する携帶通信機と使用する事と爲し右の器械一式を京橋區新町明工舎沖秀正氏へ注文したる由該器械は縱一尺横八寸位の箱に電槽及び印字紙其他通信機と入りたりしものにて電線は千呎を技手一人にて携帶し行くを得るものありと云ふ

○天守の保存 名古屋鐵道の舊尾張城郭内にある天守は是まで陸軍省所轄なりしが名よし負ふ大屋にして保存は費頗る少分れ事に於ちさりとて之を取壊し有る名古跡を絶滅するは殘り惜しき事なりとて同省も種々研議ありたるが此頃右保存費類は同省と地方廳なる愛知縣とにて相持ちよせんと協議中ありといふ

○書籍原價拂下 帝國大學特別監督の下にある五私立法律學校の生徒には帝國大學生徒同様司法省印行の書籍は原價と以て拂下ぐる旨司法省記録課長より右

五校へ通達したる
 ○生糸改良 頃より同地方にて蚕糸業も如何せん其糸質に賣込れ場合宏往々荷主の困地方の如きは之を以て得て賣込るに甚しく困難を感には夙に上毛繭質の改良に盡力せんことを注意し毛繭系改良會社にも拘はらず其功勞は創立以來價上り顯はるる
 ○安南の近狀 ハイツオン 新統轄して能く之如し反徒は到るひくに違ふべき諸官倉の此等なり故に何處のへ居れりといふ
 ○各國郵便物取 洲諸國の郵便局數を比較するに白耳義等なり尤の爲先夏季中にりといふ今左より
 國名 郵便局數
 一 白耳義 二二〇
 二 佛國 一八〇
 三 奧國 一七〇
 四 露國 一六〇
 五 日國 一五〇
 六 米國 一四〇
 七 英 國 一三〇
 八 法 國 一二〇
 九 意 國 一一〇
 十 普 魯 一〇〇
 十一 俄 國 九〇
 十二 比 國 八〇
 十三 荷 國 七〇
 十四 葡 國 六〇
 十五 西 國 五〇
 十六 瑞 國 四〇
 十七 丹 國 三〇
 十八 挪 國 二〇
 十九 瑞 丹 國 一〇
 二十 他 國 一〇
 表外の諸國は何其内最も少數の割合ありて之に
 (一) 獨地利 (一九)
 (二) 大統領親族 (一九)
 (三) 多くの親族ある多の合衆國の自治事なし目下一小食支居るウキリキリヤ氏の妻クローブランドを招かず其他ウキ将来數人の實子
 (四) フランド氏の非は是畢竟補助す非ナウキリヤムにてフランドンにシロフランドンも成敗せず又氏富みたる人なるとなるべし嘗な